

財務省告示第二百九十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年八月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年九月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び平成

の法律及びそ 十九年度における財政運営のた

め 十九年度に発行の特例等に関する

る 法律（平成十九年法律第二十

五号）第二条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一 項及び附則第七十六条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用 等 成十三年法律第七十五号）以

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率とし

、「価格競争入札において応募

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ

八

二

特別参加市場
 国債市場
 行入札発競
 争入札発競
 非価格競争
 者・第参加場
 特別参加場
 国債市場
 札発競争入
 非競争入
 入札発競争
 価格競争
 法入決定の

募各
 限国
 度債
 額市
 の場
 範特
 囲別
 内参
 にお
 いて
 各申
 込
 みの
 応募
 額を
 割り
 当て
 る。

募限
 度の
 市場
 特別
 参加
 者ご
 との
 応募
 額を
 案分
 により

各
 国債
 市場
 特別
 参加
 者ご
 との
 応募
 額を
 案分
 により

割り
 当て
 る。

各
 申
 込
 め
 の
 応募
 額を
 案分
 により

当てる。

も
 の
 から
 その
 うち
 応募
 額を
 順次
 割り
 取り

各
 申
 込
 め
 の
 うち
 応募
 額の
 高い

争入
 札発
 行「
 と
 い
 う。」

市
 場特
 別参
 加者
 ・第
 一非
 価格
 競争

参
 加者
 ごと
 に
 応募
 限度
 額を
 定め

て、
 財務
 大臣
 が各
 国債
 市場
 特別

した
 後に
 行
 わ
 れ
 る
 入
 札
 であ
 る

び
 価格
 競争
 入
 札
 の
 募
 入
 の
 決定
 を及

「
 国債
 市場
 特別
 参加
 者・
 第一
 非

を
 定め
 る
 も
 の
 によ
 り
 発行
 以下

場
 特別
 参加
 者
 ごと
 に
 応募
 限度
 額

であ
 る
 場合
 財務
 大臣
 が各
 国債
 市場

競争
 入
 札
 と
 同時
 に行
 わ
 れ
 る
 入
 札

競争
 入
 札
 発行
 とい
 う。」

と
 する
 も
 の
 によ
 り
 発行
 以下

て
 得
 ら
 れ
 る
 価格
 を
 その
 発行
 平均

価格
 を
 募
 入
 額
 によ
 り
 加重
 平均

価格
 を
 募
 入
 額
 によ
 り
 加重
 平均

六

イ

発

者・第
非格
争入
行札
価行
入札
発争
行争

口

者・第
国債
特別
参加
市場
札発
非競
争入

込みの応募額を割り当てる。

た利付国債について、額面金額
条第一項の規定に基づき発行し
特別会計の関する法律第四十六
で五十億千三百万円
た利付国債について、額面金額
条第一項の規定に基づき発行し
特別会計の関する法律第四十六
五万円
額面金額で二百一億四千六百
発行した利付国債について
千八百五十万円、同法附則第八
七十六條第一項の規定に基づき
発行した利付国債について
は、額面金額で九千二百四十億
は、額面金額で九千二百四十億
千八百五十万円、同法附則第八
七十六條第一項の規定に基づき
発行した利付国債について
七十六條第一項の規定に基づき
発行した利付国債について
額面金額で二百一億四千六百
発行した利付国債について
五万円
特別会計の関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債について、額面金額

億円
額面金額で一兆七千二百三十二
うち、財政法第四條第一項の規
定に基づき発行した利付国債に
ついては、額面金額で三千二百
六十六万五千円、平成十九年
度に発行される財政運営のため
の公
債発行の例等に関する法律
第二條第一項の規定に基づき
発行した利付国債について、額
面金額で四十三億四千八百十
五万円、特別会計の関する法律
第四十六條第一項の規定に基づ
き発行した利付国債について

十 十
イ 一
発

口

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 行 争 札 格 行 行
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 行 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入 行 争 価 日

十 額 格 十 額 平
一 面 七 面 成
銭 金 錢 金 十 九 年 八 月 二 十 日
額 額 以 上 の 円 に つ き 九 十 九 円 八
百 円 に つ き 九 十 九 円 八
十 九 円 九 十 九 円 八

(一) 年 一
募 入 八 パーセント
は、払込金の額に
式により規定する
十号の規則する
むもとのとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て、そ の 利 子 に

係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る
も の と し て は 振 替 口 座 簿 中 の 口
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の
に つ い て は、前 記 (一) の 算 式 に よ

十四 初期利子
 平成十九年十二月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

平成十九年十二月二十日を
 算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合に
 は、前記(一)の算式により算出
 た金額に当該非居住者又は外
 国法人が適用を受ける所得税
 の税率を乗じた金額を控除
 することができる。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子
 毎六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成二十九年六月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 払入者 払元 償還 償還
 者 札場 利金 金 金 金
 払込 参加 所支 額 額 額
 期日 加 所 支 額 額 額
 日 加 所 支 額 額 額
 平成十九年八月二十日
 財務大臣から通知を受けた者